

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
障害者福祉課	総合福祉センター運営管理	1	①	総合福祉センター運営協議会	総合福祉センターの運営に関する基本的事項について協議する。	学識経験者 社会福祉団体関係団体の代表者 関係行政機関職員	総合福祉センター事業計画、事業報告等	820	A	継続
		2	⑤	総合福祉センター運営管理	無料又は低額の料金で、老人及び障害者に対する各種相談事業及び健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに関する事業の企画及び実施。	市民 指定管理者	・施設の運営 ・60歳以上、障害者は無料 ・主な設備：温水プール、社会適応訓練室、研修室、大広間、創作室、男女浴室など	229,117	A	継続
		3	⑤	総合福祉センター土地賃借	総合福祉センター及び駐車場の土地賃借料を支払う。	総合福祉センターの建物及び駐車場土地所有者	賃借借契約に基づき、土地の所有者へ賃借を支払う。	34,948	A	継続
	介護給付・訓練等給付	1	④	介護給付費等審査会	サービス支給量の目安となる国の基準である障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聞くため設置された中立的な判定機関の適正な運営を図る。	介護給付費等支給申請者	判定機関の事務局 ・認定調査の実施・調査内容の精査 ・医師意見書の作成依頼 ・介護給付費等支給審査会の運営	12,468	A	継続
		2	④	介護給付費・訓練等給付費支払事務	必要な障害福祉サービスの給付により、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。	障害福祉サービス支給決定者	居宅介護、短期入所、生活介護、共同生活介護、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などの障害福祉サービス等に要する費用を支給する。	5,686,987	A	継続
	自立支援医療費・補装具費	1	④	補装具費支給	身体の障害を補い、日常生活の向上を図るため、補装具費の購入又は修理の要する費用を支給する。	支給決定者	身体障害者手帳交付者又は難病等の方に補装具の購入又は修理に要する費用を支給する。(義眼、眼鏡、盲人安全つえ、補聴器、重度障害者用意思伝達装置、義肢、装具、車いす、歩行補助つえなど)	80,668	A	継続
		2	④	自立支援医療費	障害者や障害児が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、障害者総合支援法に基づき、自立支援医療費を支給する。	医療機関	医療費総額から保険診療、重度心身障害医療、自己負担額を差し引いた額を負担する	659,818	A	継続
	地域生活支援(相談支援)	1	④	障害者相談支援	障害者等からの相談に応じ、本人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な情報等の便宜を図ることや、権利擁護のために必要な援助を行う。	市民(障害者等)	日常生活をおくる上でお困りのことや福祉サービスの利用援助、就労に対する相談支援など。	66,002	A	継続
		2	①	地域生活支援拠点推進事業	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援機能の整備を推進する。	市民(障害者等)	「親亡き後」を想定した中長期的な相談支援の提供、潜在的対象者の把握のためのネットワークづくり、体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域のニーズの把握等	9,506	A	継続
	地域生活支援(コミュニケーション支援)	1	④	手話通訳者派遣	手話を使う聴覚障害者(ろう者)について、社会生活における円滑なコミュニケーション確保を支援するため、手話通訳者の派遣を行い、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図る。	市民 市職員	・手話通訳者の派遣 ・登録手話通訳者認定試験の実施 ・手話通訳者会議及び研修の実施 ・通訳者健診及び予防接種補助の実施 ・手話通訳者派遣運営懇話会の開催	16,571	A	拡充
		2	④	手話講習会	手話通訳者及び日常会話の手話技術を習得した者の養成を行い、ろう者の自立と社会参加の促進を図る。	市民	・手話講習会の開催	4,090	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	④	要約筆記者養成及び派遣	聴覚障害者について、社会生活における円滑なコミュニケーション確保を支援するため、要約筆記者の養成及び派遣を行い、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図る。	市民	<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記者の派遣 要約筆記者養成講習会の開催 	3,008	A	継続
		4	④	盲ろう者向け通訳・介助員養成及び派遣	重度盲ろう者について、社会生活における円滑なコミュニケーション確保を支援するため、通訳・介助員の養成及び派遣を行い、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図る。	市民	<ul style="list-style-type: none"> 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会の開催 	2,248	A	継続
	地域生活支援(居宅サービス)	1	①	在宅知的障害者研修	障害者等に対して研修を行い、生活の質的向上を図り、自立更生を促進するとともに広く市民の障害者等に対する理解及び認識を深める。	在宅知的障害者	在宅知的障害者研修を実施する事業者へ研修に要する費用の一部を助成する。	532	A	継続
		2	①	川越市障害者スポーツ大会	障害者がスポーツを通じて体力の向上を図り、積極的な性格と協調精神を養うことによって、自立更生の一助とするとともに、市民の理解と正しい認識を深める。	市民(障害者)	障害者スポーツ大会の開催に要する費用の一部を助成する。	1,214	A	継続
		3	④	移動支援事業事務	屋外での移動に困難がある障害者等について、外出時の移動支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すため、実施事業者に対して補助金を交付する	事業者	1時間当たり約1500円前後(条件により異なる)に加え、所定の開始時加減算を算定した額を支給	40,569	A	継続
		4	④	地域活動支援センター事業事務	障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活支援の促進を図る。	市民(障害者)、事業所	在宅の身体障害者、知的障害者又は精神障害のある方の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう通所により創作的活動または生産活動の機会を提供する。	105,801	A	継続
		5	①	日中一時支援事業事務	障害のある方に日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を提供する。	市民(障害者)、事業所	身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者に対する日中一時支援事業を実施する事業所に対し、運営に要する経費を補助する。	10,982	A	継続
		6	①	障害者運転免許取得費	運転免許取得により就労による自立が見込まれる市内在住の障害者の方に、第一種普通自動車運転免許取得に要する費用の一部を補助する。	市民(障害者)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者に対して、自動車運転免許の必要経費(上限10万円)を補助する。	1,163	A	継続
		7	①	身体障害者自動車改造費	自らが所有し運転する自動車に改造を施すことにより、就労による自立が見込まれる市内在住の障害者の方に、自動車改造費の一部を補助する。	市民(障害者)	上肢、下肢、体幹機能障害に該当する身体障害者手帳交付者に対して、自動車改造費(上限10万円)を補助する。	1,261	A	継続
		8	④	日常生活用具支払事務	障害者等に対し、日常生活用具の購入又は修理に要する費用を支給することにより、障害者等の日常生活の便宜を図る。	市民(障害者)	在宅の重度障害者に対し、日常生活を容易にするために、日常生活用具費一覧表に基づき、日常生活用具の購入又は修理に要する費用を補助する。	77,512	A	継続
		9	①	更生訓練費	自立訓練又は就労移行支援に係る訓練等給付費の支給を受けている者に更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。	市民(障害者)	訓練のための経費(技能習得、身体機能の維持及び向上、必要な文房具、参考書等を購入など)及び通所のための経費を支給する。	1,815	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		10	①	訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、定期的に入浴サービスを行い、重度身体障害者の福祉の向上を図る。	市民(障害者)	身体障害者手帳2級以上の在宅肢体不自由者(18歳以上の身体障害者又は18歳未満の身体障害児で気管切開、人工呼吸器又はIVHの方)の入浴サービスを行う。(無料、利用回数は週1回)	16,652	A	継続
	障害者自立支援一般事務	1	④	障害者施策審議会	川越市障害者計画等の策定及び推進に必要な事項を調査審議する。	学識経験者 社会福祉団体関係者 障害者団体関係者 公募選出委員	障害者支援計画の進捗状況を把握・評価しながら、計画の推進を図る。	1,896	A	継続
		2	④	障害者計画策定・進行管理	現行の川越市障害者計画等の見直しを行い、次期計画を策定するとともに、計画の推進体制を整備する。	市民(障害者等)	国及び県の計画を踏まえ、市の他の関連計画との整合性を図りながら、障害者アンケート調査結果・パブリックコメント・障害者施策審議会等による市民意見を反映して計画を策定する。	13,382	A	継続
		3	④	障害福祉サービス事業等指定事務	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業に関する指定等の事務手続の管理を行う。	社会福祉法人等	指定障害福祉サービス事業所の新規指定、変更、廃止等の申請等に関する事務並びに情報提供、調査、相談対応等事務	5,919	A	継続
		4	①	障害者差別解消支援地域協議会	地域における障害者差別の解消に向けた関係機関間のネットワークづくりの役割を果たす協議の場として設置	学識経験者、 社会福祉団体、 障害者団体、 民間事業者等	関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析等	2,430	A	継続
	社会参加の推進	1	①	身体障害者健康診査	常時車椅子を使用している方に、じょくそつや変形、ぼうこう機能障害などの予防のため、健康診査を行う。	市民(障害者)	身体障害者手帳交付者(せき髄損傷等の障害があり、常時車椅子を使用する18歳以上40歳未満の在宅の方)に対して、健康診査を実施する。	1,184	A	継続
		2	①	盲人ガイドヘルパー派遣	重度の視覚障害者が、社会生活を営むうえで外出を必要とする場合で、付添者がいないために支障があるときに盲人ガイドヘルパーを派遣することにより社会活動の拡大を図る。	市民(障害者)	視覚障害者1級の身体障害者手帳交付者に対し、川越市社会福祉協議会に登録しているガイドヘルパーを派遣する。	10,906	A	継続
		3	①	各種関係団体補助金	障害者の福祉の増進を図るため、障害者の福祉の向上を図っている市内の障害者団体に対し、補助金を交付する。	市民(市内障害者団体)	市内障害者団体に対し、補助金を交付する。	1,394	A	継続
		4	①	ガソリン購入費補助金	重度身体障害者の経済的負担を軽減するために、就労による自立が見込まれる方にガソリン税に相当する額を補助する。	市民(障害者)	身体障害者手帳1・2級交付者で両下肢に障害があり、屋外において常時車いすを使用し、就労のために自己所有車を自ら運転する方に月80リットルを限度にガソリン税に相当する額を補助する。	775	A	継続
	福祉サービスの充実	1	①	全身性障害者介護人派遣事業	独立自活を目指す自宅で重度全身性障害者に対して、外出援助等のための介護人を派遣することにより、生活圏の拡大や社会参加の促進を図る。	市民(障害者)	18歳以上の全身性障害者で身体障害者手帳交付者かつ特別障害者手当支給要件に該当者及び脳性麻痺で障害程度1級の者で外出にあたり適当な介護者のない方(月128時間、交通費のみ自己負担)	6,735	A	継続
		2	①	身体障害者・知的障害者相談員	身体障害者、知的障害者の更生援護の相談、地域活動の推進、福祉の増進に資することを目的とする。	市民(身体障害者・知的障害者)	・身体障害者、知的障害者に対する相談 ・障害者に関する研修会への出席 ・相談活動報告、他機関への連絡調整。	4,272	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	障害者寝具乾燥・丸洗い関係事務	重度身体障害者に対して寝具乾燥及び丸洗いを実施し、身体障害者の衛生と健康の保持を図る。	市民(障害者)	身体障害者手帳2級以上の交付者に対して、寝具乾燥(年10回)及び寝具丸洗い(年1回)を実施する。	1,344	A	継続
		4	①	障害者紙おむつ給付関係事務	在宅で常時失禁状態等のため介護上、紙おむつを必要とする方に紙おむつを給付する。	市民(障害者)	3歳以上で身体障害者手帳2級以上または療育手帳A以上の方に月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付する。	11,532	A	継続
		5	①	障害者住替家賃補助金	市内の民間賃貸住宅に居住の障害者世帯が、家主の都合により立ち退きを求められて市内の民間賃貸住宅に転居した場合に転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成する。	市民(障害者世帯)	身体障害者手帳3級以上又は療育手帳A以上の障害者のいる世帯が家主の都合により立ち退きを求められた場合に家賃助成金(限度月額30,000円)及び転居一時金(限度額60,000円)を補助する。	764	A	継続
		6	①	生活サポート事業関係事務	在宅の心身障害者(児)の地域生活を支援するため、身近な場所で本人及びその家族の必要に応じて、迅速・柔軟なサービスの提供を受けることで、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図る。	市民(障害者)	身体障害者手帳、療育手帳交付者又は知的障害や発達障害が認められる方の社会通念上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。(一時預かり、外出援助、送迎等)	44,063	A	継続
		7	①	難病見舞金	市内在住の難病患者に見舞金を支給し、経済的な負担の軽減を図る。	市民(市内に1年以上居住し、埼玉県が発行する指定難病医療受給者証等所持者)	市内に1年以上居住し、埼玉県が発行する指定難病医療受給者証等所持者に対して、年1回見舞金を支給する。	95,299	A	継続
		8	④	特別障害者手当・障害児福祉手当等	市内在住の在宅で重度の障害者・児に対する福祉の措置の一環として手当を支給し、必要とされる介護等の負担の軽減を図る。	市民(障害者)	20歳以上又は20歳未満で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表に該当する者に対して、年4回手当を支給する。	132,655	A	継続
		9	①	在宅心身障害者手当	市内在住の在宅の心身障害者に手当を支給し、障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	市民(市内に在宅で在宅の65歳未満等の心身障害者)	市内に在宅で在宅の65歳未満等の心身障害者に対して、年2回手当を支給する。	292,467	A	継続
		10	①	重度障害者居宅改善整備費	重度の障害のある方が居宅の構造部分または付帯設備を障害に応じて使いやすく改修等を行う際に改修費用の一部を助成する。	市民(障害者)	市内在住の下肢または体幹機能障害にある身体障害者手帳2級以上の方に対して改修費用の一部(上限40万円)を助成する。	3,164	A	継続
		11	①	重度心身障害者福祉タクシー利用券・ガソリン利用券支給	在宅の重度心身障害者に対し、福祉タクシー利用券又はガソリン利用券を交付し、重度心身障害者の社会生活圏の拡大を図る。	市民(障害者)	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A以上、精神障害者保健福祉手帳1級以上の方に選択制によりタクシー券またはガソリン券を交付する。(タクシー券…年間48枚、ガソリン券…年間12枚)	64,068	A	継続
		12	①	訪問理美容サービス	外出困難な在宅の重度身体障害者に対し、訪問理美容サービスを受ける場合に要する訪問費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と衛生的で健康な生活を支援し、福祉の増進を図る。	市民(障害者)	65歳未満の重度身体障害者(下肢、体幹機能又は移動機能障害1級に該当する身体障害者手帳交付者)がサービスを利用する際の訪問費用を助成する。1回あたり2,000円(年間最大4枚)	60	A	継続
		13	①	軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助金	軽度及び中等度の難聴の児童に係る補聴器の購入に要する費用の一部を交付することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する。	市民(障害児)	両耳の聴力レベルが25db以上で身体障害者手帳の交付対象にならない難聴児に補聴器の購入に要する費用の一部を支給する。	1,357	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
	施設援護	1	①	地域活動支援センター(サービス向上型)事業補助金	障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活支援の促進を図る。	事業所	地域活動支援センター事業を実施する事業者に対し、補助金を交付する。	49,748	A	継続
		2	①	生活ホーム事業補助金	自立生活を望む障害者に必要な生活援助及び指導体制を備えた生活ホーム事業を実施し、障害者の社会的自立の助長を図る	事業所	生活ホーム設置者に対し、運営に必要な経費を補助する。	1,178	A	継続
		3	①	障害者共同生活援助事業補助金	障害者共同生活援助を行う事業の円滑な推進を図るため、法定サービスと県が定める基準額の差額を補助する。	事業者	支給決定障害者に係る訓練等給付費の額が1日につき2,470円以下の場合、また入院時加算の対象となる日数が13日以上である場合の対象日の1,240円以下の場合、それぞれの差額を支給する。	1,564	A	継続
		4	①	知的障害者障害福祉サービス事業所重度加算等補助金	障害者総合支援法による生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の円滑な推進を行うため、知的障害者に特定障害福祉サービスを行っている事業者に対し、補助金を交付する	事業者	1月当たりの基準額：療育手帳AまたはOAの障害者12,000円、加えて身体1級又は2級 15,000円、事業所にある車両1台当たり36,000円	79,915	A	継続
		5	①	障害者共同生活援助事業安定化補助金	障害者共同生活援助を行う事業の安定化を図るため、障害者共同生活援助を行う指定障害福祉サービス事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する	事業者	10人以上の共同生活援助事業所に在籍する支給決定障害者1人あたり1月1万円を支給する。	15,764	A	継続
		6	①	在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金	超重症心身障害児に対し、短期入所及び日中一時支援の利用を促進し、超重症心身障害児を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る	事業所	レスパイトケア事業を実施する施設及び事業所を運営する事業者に対し、補助金を交付する。	15,814	A	継続
		7	①	障害者施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上を図る。	社会福祉法人等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱により交付決定を受けた事業。【中核市負担分+市単独分】	134,708	A	継続
		8	①	民間福祉施設土地借上・地代補助金	民間の福祉施設に対して、その施設が借用している土地に係る賃借料の一部を補助することにより、適正な施設運営の確保に努める。	社会福祉法人	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する障害者福祉サービス事業者に対して、施設運営に必要な賃借料の一部を補助する。	15,119	A	継続
	障害者就労支援センター運営管理	1	①	障害者就労支援業務	障害者の就労の促進及び安定した就労を図る。	市民(障害者)	就労を希望している障害者及びその家族からの相談を受け、助言などを行い、障害者の雇用促進と就労の安定を図る。	15,619	A	継続
	障害福祉一般事務	1	①	障害者週間記念事業	市民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する機会を広げる。	市民	「障害者週間のつどい」として、イベントを開催し、障害者の製作品の展示、授産品の販売、各福祉施設の舞台発表、講演等を行う。	2,249	A	継続
		2	④	身体障害者福祉専門分科会審査部会	社会福祉法施行令第3条に基づき、身体障害者の障害程度の審査に関する調査・審議を行う。	川越市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員	身体障害者の障害程度の審査に関する調査・審議を行う審査部会を年6回開催する。	2,017	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	福祉バス貸出	福祉バスを障害者団体等に貸し出すことにより、障害者の社会参加を促進し、もって福祉の向上を目的とする。	市内に住所を有する障害者及びその家族で構成されている団体	市内に住所を有する障害者及びその家族で構成されている団体に対して、市と借上契約をしているバス会社を通じて福祉バスを貸し出す。	2,325	A	継続
		4	④	身体障害者手帳交付	身体に一定の障害のある方が、福祉サービス等を利用できるよう川越市が交付する身体障害者手帳の交付事務を行う。	市民(身体障害のある方)	指定医師が作成した診断書により、市で審査を行い、法に定められた障害に該当すると認められた場合、手帳を交付する事務を行う。	9,104	A	継続
		5	④	療育手帳交付申請	知的障害のある方が、福祉サービス等を利用できるよう埼玉県が交付する療育手帳の申請事務を行う。	市民(知的障害がおおむね18歳までにあられ、援助を必要とする方)	18歳未満は川越市児童相談所で、18歳以上は県の知的障害者更生相談所において、知的障害者と判定された場合、手帳が交付されるため、その申請受付及び進達事務を行う。	7,351	A	継続
		6	④	精神障害者保健福祉手帳交付申請	精神疾患があるために、長期にわたり日常生活又は社会生活上の制約(障害)がある方が、福祉サービス等を利用できるよう埼玉県が交付する精神障害者保健福祉手帳の申請事務を行う。	市民(障害者)	県において一定以上の精神障害が認められた場合、手帳が交付されるため、その申請受付及び進達事務を行う。	4,100	A	継続
		7	④	自立支援医療費(更生医療)	障害者の軽減や身体機能の回復に効果のある治療を受けるために、医療費の一部を公費で負担する。	市民(障害者)	18歳以上の身体障害者手帳交付者に対し、主として担当する医師が作成した意見書により、県で審査を行い、治療による効果が認められた場合、自立支援医療受給者証(更生医療)を交付する。	3,163	A	継続
		8	④	自立支援医療費(精神通院医療)	精神障害者の早期治療及び再発予防等を目的として、精神科通院治療を受けるために医療費の一部を公費で負担する。	市民(障害者)	県において精神通院の必要性が認められた場合、自立支援医療受給者証(精神通院)が交付されるため、その申請受付及び進達事務を行う。	5,829	A	継続
		9	⑤	アトレ福祉の店家賃助成	市が賃貸料を支払うアトレビル内1階の一部を、障害者団体へ無償貸与し、福祉の増進に寄与する。	川越市障害者団体連絡協議会	川越市障害者団体連絡協議会へ無償貸与店舗の面積 10㎡	896	A	廃止
	みよしの支援センター運営管理	1	①	みよしの支援センター運営管理	一般就労が困難な知的障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、作業指導及び生活支援を行う。	市民(障害者)	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画の作成 受託作業、自主製品作成の指導支援 体験実習の機会を提供し指導支援 スポーツ大会文化交流会、買物実習等 売上金、受託作業収入の管理 	109,584	A	継続
	職業センター運営管理	1	⑤	職業センター利用者作業指導及び生活支援	利用者の生活面・健康面のサポートをはじめ、センター内での軽作業を通じて、知識や能力の向上を図るとともに、一般就労に向けて支援する。	市民(障害者・生活保護受給者)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の作業指導 利用者の生活面及び健康面の支援 	22,106	B	継続
	障害者基幹相談支援センター運営管理	1	①	総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制を構築する。	市民(障害者等)	障害者虐待事案(緊急対応含)、触法事案、支援困難事案等に係る総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。	3,440	B	改善
		2	①	地域の相談支援体制の強化及び相談機関との連携強化の取組み	相談支援事業者の支援体制の強化と包括的な相談支援体制を構築する。	相談支援事業者	地域自立支援協議会(まちづくり部会)との連携、相談支援連絡会の開催、連携会議や研修会の企画・運営等を行う。また、地域の相談事業所への専門的な指導助言及び人材育成の支援を行う。	5,478	B	改善

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業（業務）名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	地域移行・地域定着の促進の取組み	入院又は入所中の障害者等の地域への移行及び定着を推進することにより、障害者等の福祉の向上を図る。	市民（入院又は入所中の障害者等）	地域自立支援協議会（地域移行部会）における協議において、モデルケースの事例を中心として地域移行と地域定着の促進の方策を検討する。	1,908	B	改善
		4	①	権利擁護・虐待の防止	障害者等に対する成年後見制度の利用の促進及び虐待防止の体制を構築することにより、障害者等への権利擁護を推進する。	市民（障害者等）	配偶者や2親等内の親族がいない知的障害者及び精神障害者に対して市長申立てによる成年後見制度の利用促進を図る。また、各機関との連携により虐待事案への迅速かつ適切な対応を図る。	5,715	B	継続
		5	①	地域自立支援協議会の運営	障害者相談支援事業の適切な運営と地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進する。	学識経験者、社会福祉団体関係者、障害者団体関係者及び公選選出委員等	障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して定期的な協議を行う。	3,546	B	改善